(b)　当該届出に係る内国有価証券投資事業権利等の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第３項第３号の規定により当該届出に係る内国有価証券投資事業権利等に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国有価証券投資事業権利等について、組合等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

第六号の六様式記載上の注意(5)bを次のように改める。

b　当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、外国組合等の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b)　当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第３項第３号の規定により当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、外国組合等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

第十五号の三様式中

バックアップラインの設定内容	
取得格付	

を

バックアップラインの設定内容	

に改める。

第十六号の三様式中

準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

を

準拠法及び管轄裁判所	

に改める。

（証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令の一部改正）

第四条　証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）の一部を次のように改正する。

別表（第十二条関係）令第二条の十二の三第一号に掲げる有価証券の項情報欄２及び令第二条の十二の三第二号に掲げる有価証券の項情報欄２中「⑿　格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。）」を削り、同表令第二条の十二の三第三号に掲げる有価証券の項情報欄２中「⒀　格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。）」を削り、同表令第二条の十二の三第四号に掲げる有価証券の項情報欄２及び令第二条の十二の三第五号に掲げる有価証券の項情報欄２中「⒁　格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。）」を削り、同表令第二条の十二の三第六号に掲げる有価証券の項情報欄２中「⒀　格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。）」を削り、同表令第二条の十二の三第九号に掲げる有価証券の項情報欄２中「⑺　格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。）」を削り、⑻を⑺とし、⑼から⑿までを⑻から⑾までとし、同表令第二条の十二の三第十号に掲げる有価証券の項情報欄２中「⑹　格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。）」を削り、⑺を⑹とし、⑻から⑽までを⑺から⑼までとする。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第五条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項中「「引受人」」の下に「「有価証券届出書」」を、「「引受人」の下に「「有価証券届出書」」を加える。

第百五十三条第１項第四号イを削り、同号ロ中「（イに掲げるものに該当するものを除く。）」を削り、同号ロ(1)中「なった日をいう。ロ」を「なった日をいう。イ」に、「株券が発行される日をいう。ロ」を「有価証券が発行される日をいう。イ及びハ(3)」に、「日（ロ」を「日（イ及びハ」に、「売買金額（ロ」を「売買金額（イ」に、「年（ロ」を「年（イ」に、「時価総額をいう。ロ」を「時価総額をいう。イ」に改め、同号ロを同号イとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　新株予約権証券であって、新株予約権の行使により取得され、又は引き受けられることとなる株券がイに該当するもの

第百五十三条第１項第四号ハ中「株券で」を「株券等（株券、新株予約権証券又は社債券をいう。）で」に改め、「発行価格」の下に「（新株予約権証券にあっては新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、新株予約権付社債券にあっては利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、社債券（新株予約権付社債券を除く。）にあっては利率を含む。）」を加え、「又はロ」を「からハまで」に改め、同号ハ(3)中「株券」を「株券等」に、「以下ハ」を「ニ」に改め、同号ハ(4)中「以下ハ」を「(5)」に改め、同号ハ(6)中「者を含む。以下ハ」を「者を含む。ニ」に改め、同号ハ(6)ⅰ中「以下ハ」を「(6)」に改め、同号ハ(6)ⅲ中「。以下ハにおいて同じ」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　新株予約権付社債券（新株予約権の行使により取得され、又は引き受けられることとなる株券がイに該当するものに限る。）又は社債券（新株予約権付社債券を除く。ハにおいて同じ。）であって、その発行者が次に掲げる要件のすべてを満たすもの

(1)　当該発行者が本邦においてその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類（法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。ハにおいて同じ。）を提出することにより発行し、又は交付された社債券（金融商品取引所において六月以上継続して上場されていたもの又は認可金融商品取引業協会によって六月以上継続的に売買の価格若しくは気配相場の価格が公表されていたものに限る。(2)及び(3)において同じ。）について、算定基準日以前一年間の取引所金融商品市場における売買高の総額が百億円以上であること又は認可金融商品取引業協会によって算定基準日以前一年間の売買高の総額が百億円以上であることが公表されていること。